

## 廃業届

一級

二級 建築士事務所を廃業したので、建築士法第23条の7の規定により届け出ます。  
木造

令和〇年〇月〇日（届出年月日を記入）

届出人 開設者(代表者)所在地 〒680-8570 鳥取市東町一丁目〇〇番地

氏名(登録申請者) 株式会社鳥取建築設計事務所  
代表取締役 鳥取 太郎 ㊞

(開設者と届出人の関係\_本人\_)

鳥取県指定事務所登録機関

(一社) 鳥取県建築士事務所協会会長 様

## 記

建築士事務所	名称	株式会社鳥取建築設計一級建築士事務所		
	所在地	鳥取市東町一丁目〇〇番地		
開設者	氏名 (法人にあつては名称)	株式会社鳥取建築設計事務所		
	住所 (法人にあつては所在地)	鳥取市東町一丁目〇〇番地		
	法人役員 の氏名及び役名	代表取締役 鳥取 一郎	取締役 鳥取 次郎	
		取締役 鳥取 花子	取締役 鳥取 太郎	
		監査役 因幡 五郎	監査役 伯耆 三郎	
管理建築士	氏名	鳥取 次郎		第 123456 号
登録番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇-〇〇〇〇号			
廃業年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
廃業の理由	建築士事務所合併による解散のため			

※建築士事務所登録通知書（副本）を添付してください。

## 記入注意

廃業届・・・開設者が業務を廃止したり死亡したりした場合は、30日以内に知事に届け出る事になってます。(建築士法第23条の7)

- ① 日付は、届出年月日を記入してください。
- ② 届出人は、以下のとおりです。

1) 開設者が建築士事務所に係る業務を廃止したとき	開設者
2) 開設者が死亡したとき	相続人
3) 開設者が破産したとき	破産管財人
4) 法人が合併により解散したとき	その役員であった者
5) 法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	その清算人
- ③ 届出人氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ④ 欄中には、登録事項を記入してください。
- ⑤ 建築士事務所の区分（一級、二級、木造）若しくは個人建築士事務所から法人建築士事務所への変更等に伴う廃業の場合は、廃業年月日を記入しないでください。
- ⑥ 廃業理由は、必ず記入してください。